

事後評価の事例 (「事業計画の効果」の発現状況について)

平成28年10月14日
大臣官房官庁営繕部

事業計画の効果(発現状況の評価)

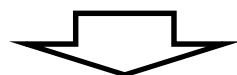
〈 施策に基づく付加機能(B2) 〉

「環境保全性」の考え方

- ・環境保全性基準により定量的な水準を確認
- ・さらに特別な取組を行った場合、その数に応じてAまたはBと評価する

| 分類 | 評価項目 | 評価 | 取組状況 | 評価要領 | |
|-------|-------|----|--|--------------------|---|
| 環境保全性 | 環境保全性 | A | 官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、特に充実した環境負荷低減の低減化に配慮した取組が行われている。 | 施策が4つ以上取り組まれている。 | 特別な省エネ機器の導入／蓄電池／緑化のための特別な対策／自然エネルギー利用のための特別な対策／水資源の有効活用のための特別な対策／外断熱／高性能ガラス |
| | | B | 官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、充実した環境負荷低減の低減化に配慮した取組が行われている。 | 施策が2つ以上取り組まれている。 | |
| | | C | 官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、一般的な環境負荷低減の低減化が行われている。 | 省エネ型器具などの導入がされている。 | |
| | | D | 官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされていないなど、一般的な環境負荷低減の低減化が行われていない。 | — | |

※2 「官庁施設の環境保全性基準」(平成26年3月28日 国営環第3号)のうち2.3(2)による。



環境保全性基準2.3(2)

| 検証方法 | 水準 | |
|-----------------------|---------------------|-----------|
| | 2,000㎡以上 新築・事務庁舎 | その他 |
| 省エネ基準 (一次エネルギー消費量) | 誘導基準※1適合 | 省エネ基準※3適合 |

※1 「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素の促進のための誘導すべき基準」(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示119号)

※3 「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」(平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号)

※環境保全性附則1. この基準は、適用日において現に存する官庁施設及び現に建築、修繕又は模様替の工事中の官庁施設については、適用しない。

事業評価の概要

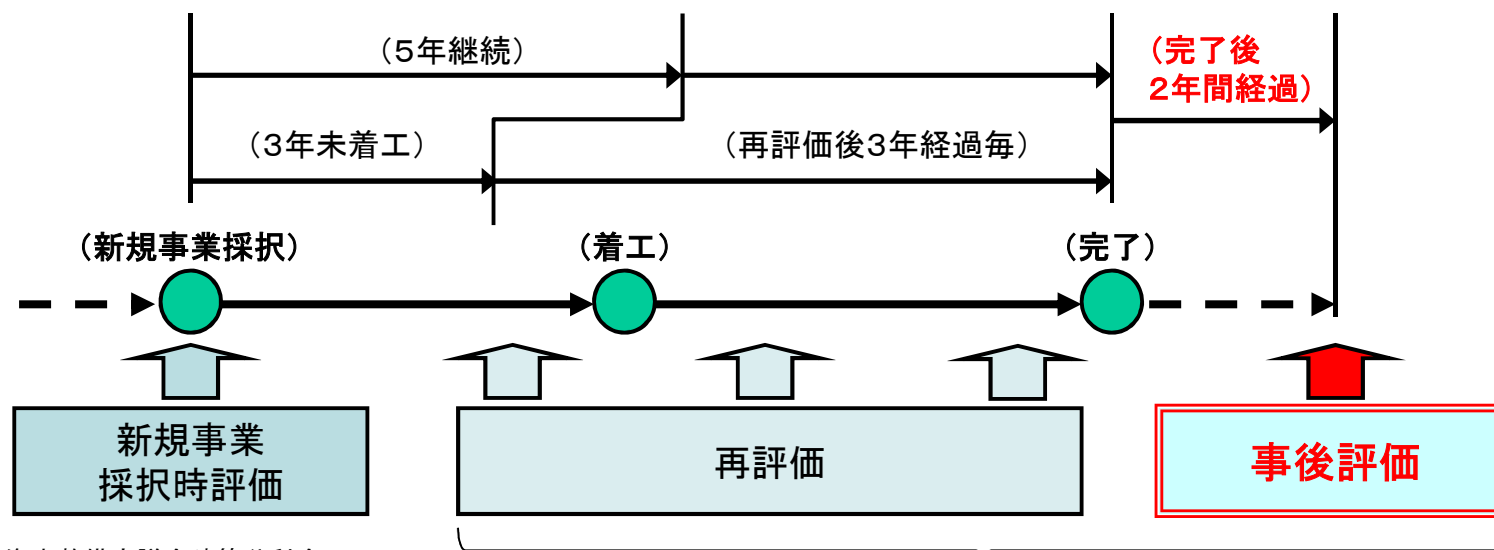
〈事業評価の目的〉

- ・ 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る

〈事業評価の位置付け〉

- ・ 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(行政評価法:平成14年4月1日施行)に基づく政策評価として実施
- ・ 国土交通省が所管する全ての公共事業を対象(維持・管理、災害復旧に係る事業等を除く)として、事業の実施を決定する前(事前)及び決定後(事後)に評価を実施

〈官庁営繕事業の事業評価(流れ)〉



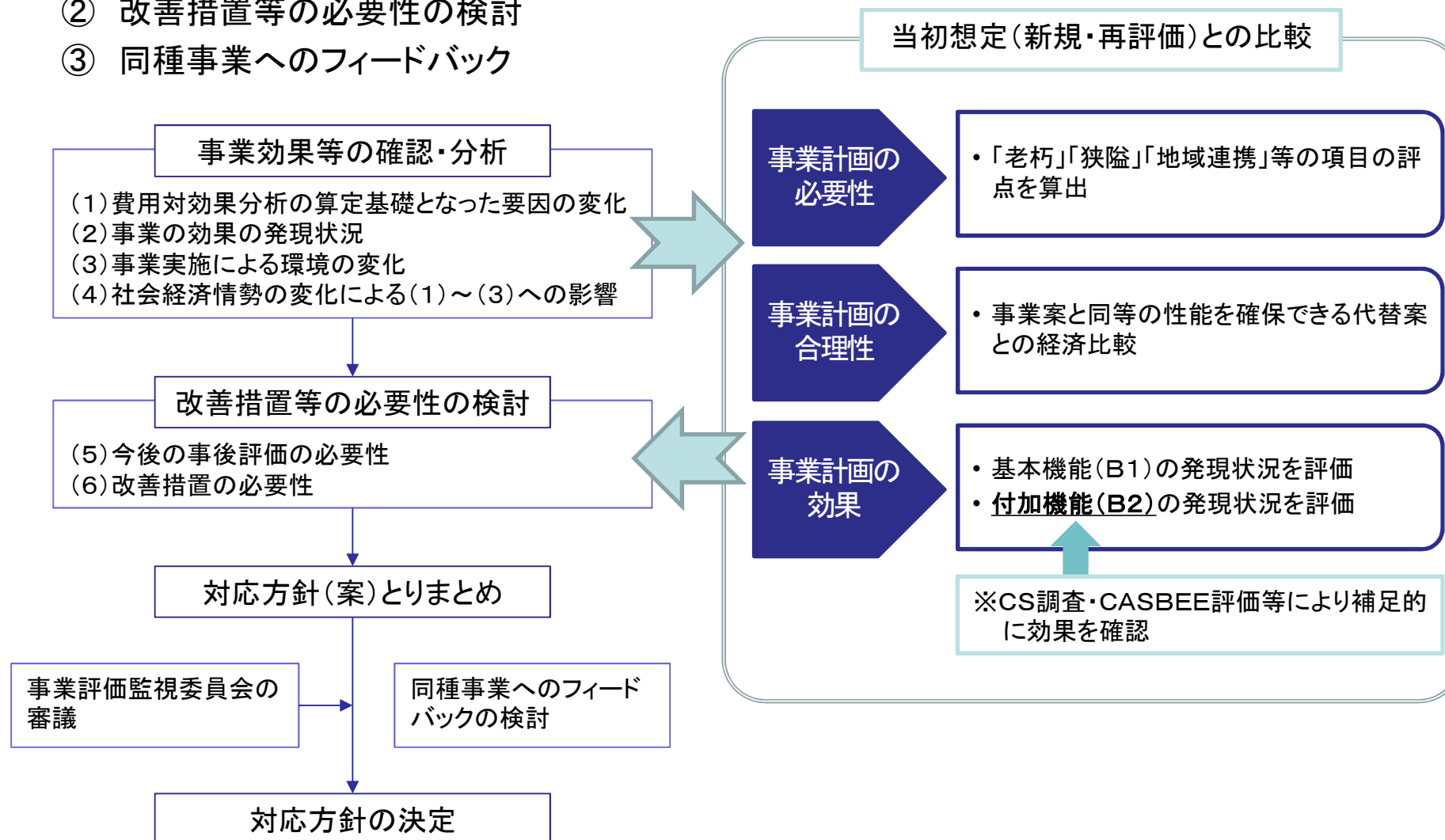
社会資本整備審議会建築分科会
官公庁施設部会事業評価小委員会で審議
(実施主体:本省)

事業評価監視委員会で審議
(実施主体:本省・地方整備局等)

事後評価の手法

〈 事後評価の目的 〉

- ① 事業効果等の確認・分析
- ② 改善措置等の必要性の検討
- ③ 同種事業へのフィードバック



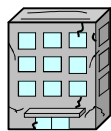
【参考】評価の方法

①事業計画の必要性

現在入居している建物の状況から、事業の必要性を評価

老朽による弊害解消の必要性
狭あい解消の必要性

老朽



狭あい



施設の不備

(耐震性能の不足等)



その他、

分散

借用返還

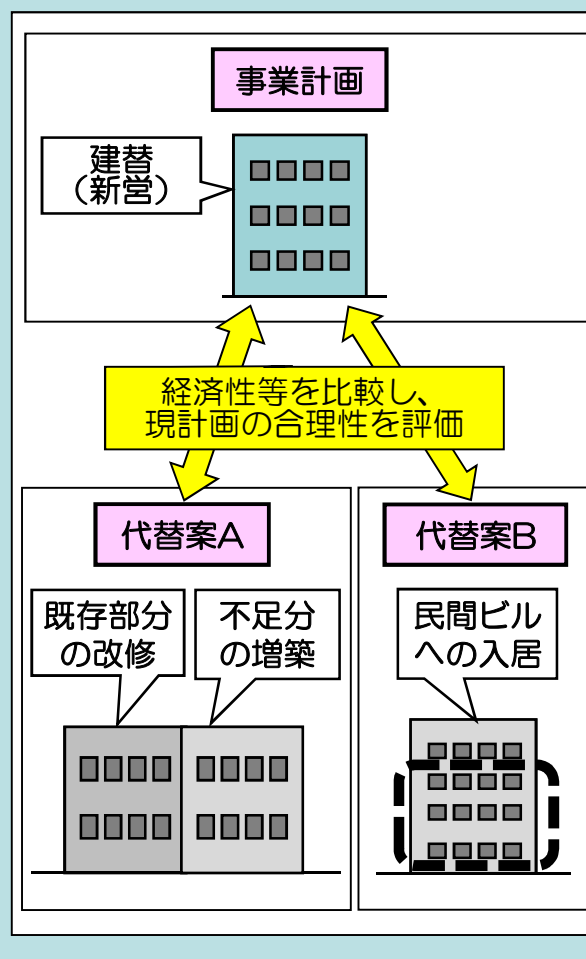
地域連携

...などの項目について評価する。

現在の建物に弊害が多いほど
点数（建替えの必要性）が高い

②事業計画の合理性

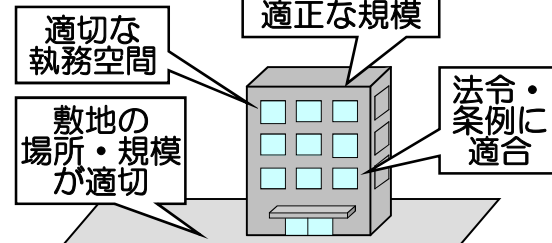
同等の性能が得られる代替案(改修・増築、民借)の有無を確認した上で、採択案と代替案との費用比較(LCC)により事業計画が合理的であることを評価



③事業計画の効果

B1(業務を行うための基本機能)とB2(施策に基づく付加機能)から、事業の効果を評価

【B1】(基本)



業務を行うための必要な機能を満たす見込みであることを確認

【B2】(施策)



事業の特性に合致した施策に基づく機能が付加される見込みであることを確認

平成27年度 官庁営繕事業における事後評価

【官庁営繕事業】

| 事業主体 | 事業名 | 事業実施期間 | 全体事業費 (億円) | 対応方針 | 備考 |
|---------|-----------|---------|---------------|------|----|
| 関東地方整備局 | 横須賀地方合同庁舎 | H21～H24 | 31 | 対応なし | |

(事後評価)

平成27年度関東地方整備局
事業評価監視委員会資料より抜粋

横須賀地方合同庁舎

平成28年1月15日

国土交通省 関東地方整備局

1. 事業の目的・概要

(1) 事業の目的

耐震安全性の確保

- 大規模地震時の施設利用者の安全を確保しつつ、災害時の防災拠点としての機能を確保する。

行政サービスの向上

- 老朽、狭あいの解消により施設利用者の利便性、業務効率の向上を図る。
- ユニバーサルデザインを取入れたバリアフリー庁舎として整備を図る。

国有財産の有効活用

- 横須賀市内に分散している官署を集約・立体化することで国有財産の有効活用を図る。

地方公共団体との連携

- 横須賀市と連携し、まちづくりへの貢献を図る。

集約のイメージ

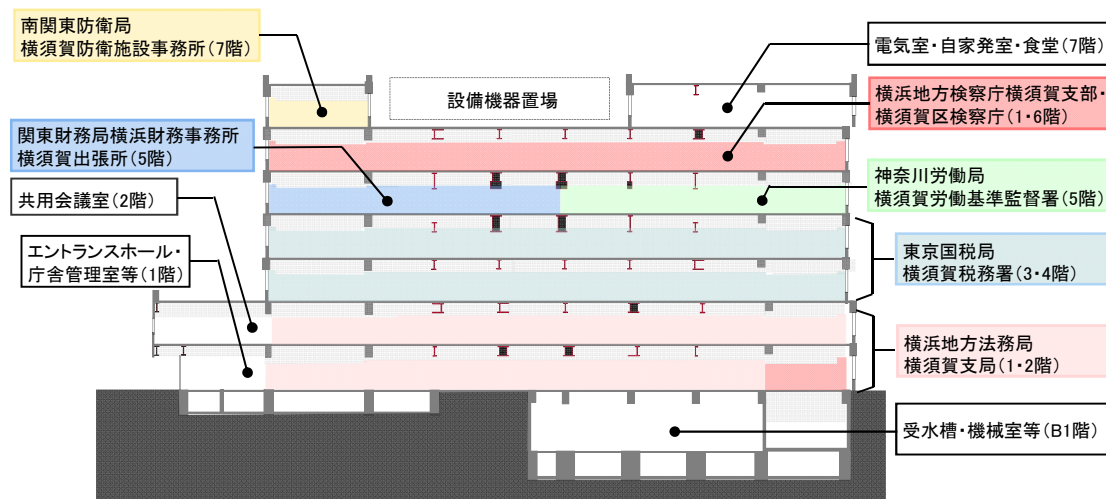


1. 事業の目的・概要

(2) 事業の概要

| | |
|-------|---|
| ・事業地 | 神奈川県横須賀市新港町1番地8 |
| ・敷地面積 | 6,000㎡ |
| ・延床面積 | 9,806㎡ |
| ・構造 | 庁舎 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上7階 地下1階建て |
| ・整備期間 | 平成21～24年度 |
| ・事業費 | 約31億円 |
| ・入居官署 | 横浜地方検察庁横須賀支部・横須賀区検察庁 横浜地方法務局横須賀支局 関東財務局横浜財務事務所横須賀出張所 東京国税局横須賀税務署 神奈川労働局横須賀労働基準監督署 南関東防衛局横須賀防衛事務所 (計6官署) |

● 庁舎の階構成



南西面全景



北西面全景

3. 事業目的の達成状況

(2) 事業の効果等の発現状況

④「事業計画の効果(B2)」に関する評価【1/8】

(評価指標集計表)

| 分類 | 評価項目 | 評価 | 取組状況 |
|-------|------------|----|--|
| 社会性 | 地域性 | A | 特に充実した取組がなされている。 |
| | | B | 充実した取組がなされている。 |
| | | C | 一般的な取組がなされている。 |
| | 景観性 | A | 特に充実した取組がなされている。 |
| | | B | 充実した取組がなされている。 |
| | | C | 一般的な取組がなされている。 |
| 環境安全性 | 環境安全性 | A | 官庁施設の環境安全性基準に基づいた取組がなされているほか、特に充実した環境負荷低減の低減化に配慮した取組が行われている。 |
| | | B | 官庁施設の環境安全性基準に基づいた取組がなされているほか、充実した環境負荷低減の低減化に配慮した取組が行われている。 |
| | | C | 官庁施設の環境安全性基準に基づいた取組がなされているほか、一般的な環境負荷低減の低減化が行われている。 |
| | 木材利用推進 | A | 特に充実した取組がなされている。 |
| | | B | 充実した取組がなされている。 |
| | | C | 一般的な取組がなされている。 |
| 機能性 | ユニバーサルデザイン | A | 特に充実した取組がなされている。 |
| | | B | 充実した取組がなされている。 |
| | | C | 一般的な取組がなされている。 |
| | 防災性 | A | 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、特に防災に配慮した取組が行われている。 |
| | | B | 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に配慮した取組が行われている。 |
| | | C | 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に関する一般的な取組が行われている。 |
| 経済性 | 耐用・保水性 | A | 特に充実した取組がなされている。 |
| | | B | 充実した取組がなされている。 |
| | | C | 一般的な取組がなされている。 |

3. 事業目的の達成状況

(2) 事業の効果等の発現状況

④「事業計画の効果(B2)」に関する評価【2/8】

| 分類 | 評価項目 | 評価 | 施策 |
|-----|------|------------|---|
| 社会性 | 地域性 | A 右の2つ以上該当 | a.自治体・商店街等との連携(合築、施設・駐車場の共用、シビックコア等)、b.既存建造物(歴史的建築物)の有効活用、c.地域性のある材料の採用、 d.地域住民との連携(ワークショップ、懇談会等) 、 e.オープンスペースの設置 |
| | | B 右の1つ該当 | |
| | | C 法令・基準通り | |

歩行空間(オープンスペース)



d.ワークショップ
「横須賀市老人クラブ連絡会」との意見交換会



d.ワークショップ
「横須賀市障害者施策検討連絡会」との意見交換会



e.オープンスペース

d. ユニバーサルデザインへの取組の充実を図るため、横須賀市障害者政策検討連絡会や横須賀市と連携

e. 合同庁舎南側に
オープンスペースを設置

3. 事業目的の達成状況

(2) 事業の効果等の発現状況

④「事業計画の効果(B2)」に関する評価【3/8】

| 分類 | 評価項目 | 評価 | 施策 |
|-----|------|------------|--|
| 社会性 | 景観性 | A 右の2つ以上該当 | a.歴史・文化及び風土への配慮、b.歴史的まちなみの保存・再生、 <u>c.周辺の自然環境への配慮</u> 、 <u>d.周辺の都市環境への配慮</u> 、跡地の有効活用(景観形成、文化財保護等) |
| | | B 右の1つ該当 | |
| | | C 法令・基準通り | |

シンボルツリーの統一：ワシントンヤシモドキ

前面を波形緑地に統一

色彩やデザインを統一



c 周辺の自然環境へ配慮

c.小川三春線沿いの前面空地を波形緑地とし、シンボルツリーを植栽帯に設けることにより、自然環境へ配慮



d 周辺の都市環境への配慮

d.周辺の建物と調和し、地区内の色彩やデザインを統一することにより、周辺の都市環境へ配慮

3. 事業目的の達成状況

(2) 事業の効果等の発現状況

④「事業計画の効果(B2)」に関する評価【4/8】

※新規事業採択時評価から追加

| 分類 | 評価項目 | 評価 | 施策 |
|-------|-------|-------------|--|
| 環境保全性 | 環境保全性 | A 右の4つ以上該当 | a.特別な省エネ機器の導入(氷蓄熱、 照明制御 ※、アモルファス変圧器等)、b.蓄電池、c.緑化のための特別な対策(屋上緑化 等)、d.自然エネルギー利用のための特別な対策(太陽光発電 、風力発電等)、e.水資源の有効活用のための特別な対策(雨水利用設備 等)、f.外断熱、g.高性能ガラス |
| | | B 右の2つ該当 | |
| | | C 省エネ器具等の導入 | |

調光センサー 樹種:ヤブラン、フィリヤブラン、キチジョウソウ、リュウノヒゲ 樹種:セダム 太陽光発電 10kW 雨水利用状況をモニターにて表示

a.照明制御 庁舎 各室 c.屋上緑化 庁舎 3階屋上 車庫 屋上 d 太陽光発電設備 庁舎 7階屋上 e 雨水利用設備 庁舎 1階エントランスホール

a. 特別な省エネ機器の導入 c 屋上緑化 d 太陽光発電による自然エネルギーの活用 e 雨水による中水利用の活用

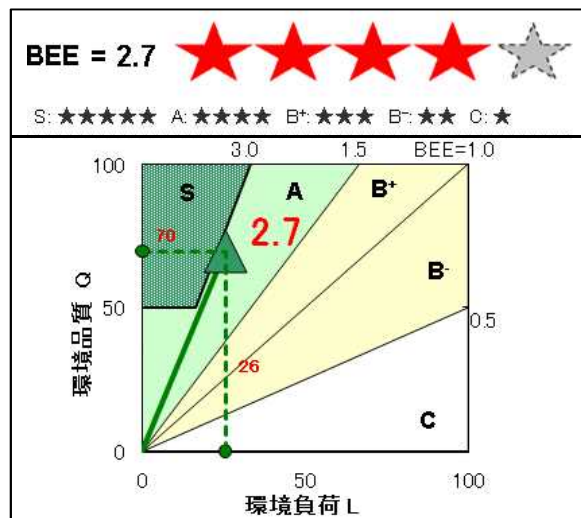
3. 事業目的の達成状況

(2) 事業の効果等の発現状況

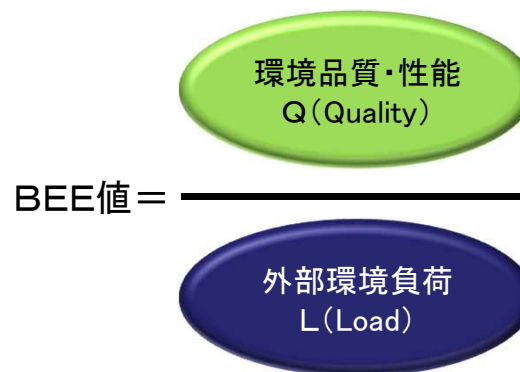
⑤CASBEE(建築環境総合性能評価システム)(参考)

CASBEEとは、建物等を環境性能で総合評価し格付けする手法であり、施設内などの快適性や景観への配慮等も含めた建物の品質と環境負荷を総合的に評価している。

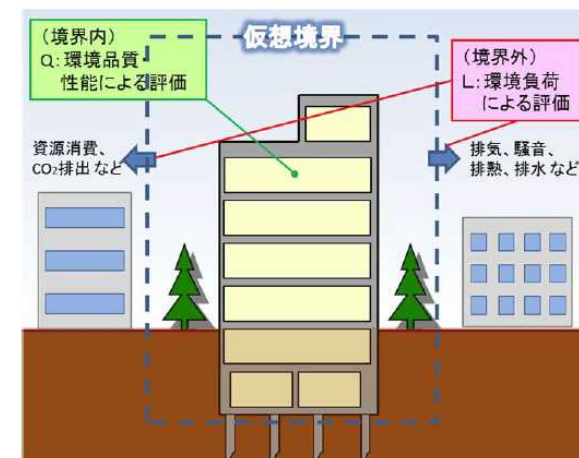
横須賀地方合同庁舎は、CASBEE評価において、Aランク(大変良い)となっている。



S :素晴らしい
 B+ :良い
 C :劣る
A :大変良い
 B- :やや劣る



$$\begin{aligned}
 \text{BEE値} &= \frac{25 \times (S_Q - 1)}{25 \times (5 - \text{SLR})} \\
 &= 70 / 26 = 2.7
 \end{aligned}$$



【建築環境総合性能評価システムの概念図】

SLR: 仮想境界を越えて建築物から外部に達する環境影響の負の側面(エネルギー、資源・マテリアル、敷地外環境)を評価

Sq: 仮想境界内における建築物利用者の生活アメニティの向上(室内環境、サービス性能、室外環境(敷地内))を評価

3. 事業目的の達成状況

(2) 事業の効果等の発現状況

④「事業計画の効果(B2)」に関する評価【5/8】

| 分類 | 評価項目 | 評価 | 施策 |
|-------------------|--------|-----------------|--|
| 環境 保 全 性 | 木材利用推進 | A 右の2つ以上該当 | a木造化、 b内装等の木質化 、c木質バイオマスを燃料とする機器の設置 |
| | | B 右の1つ該当 | |
| | | C 法令・基準通り | |

壁:天然木練付合板仕上



庁舎 1階エントランスホール

壁:天然木練付合板仕上



庁舎 各階エレベーターホール

腰壁:天然木練付合板仕上



庁舎 7階食堂

b 内装等の木質化(壁及び腰壁の木質化)による木材利用を実施

3. 事業目的の達成状況

(2) 事業の効果等の発現状況

④「事業計画の効果(B2)」に関する評価【6/8】

| 分類 | 評価項目 | 評価 | 施策 |
|-----|------------|------------|---|
| 機能性 | ユニバーサルデザイン | A 特に充実した取組 | 建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。 |
| | | B 充実した取組 | 建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。 |
| | | C 一般的な取組 | 建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は同基準の適用対象外施設である。 |

実施した取組

| | 自動ドア | 身障者用便所 | 外構 |
|------------------|---------|-----------------------|----------------------|
| 特にユニバーサルデザインへの配慮 | 玄関+窓口官署 | 多機能便所を各階へ設置 | 誘導ブロックの設置+ゆとりのある外部空間 |
| 建築物移動等円滑化誘導基準 | 玄関のみ | オストメイト対応の身障者用便所を各階へ設置 | 誘導ブロックの設置 |



玄関



窓口官署



多機能便所



誘導ブロック



憩いの空間

3. 事業目的の達成状況

(2) 事業の効果等の発現状況

④「事業計画の効果(B2)」に関する評価【7/8】

| 分類 | 評価項目 | 評価 | 施策 |
|-----|------|------------------------------------|---|
| 機能性 | 防災性 | A 右の2つ以上該当 | a.火災等の特別な対策(ガス消火等)、 b.浸水への特別な対策 (防潮堤、 止水版 、浸水レベルから地盤面の設定等)、c.強風への特別な対策(ビル風対策等)、d.落雷への特別な対策(高度な雷保護等)、 e.電気室を最上階 |
| | | B 右の1つ該当 | |
| | | C 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた整備等、一般的な取組 | |



b.浸水への特別な対策

庁舎 1階



e.電気室を最上階へ設置

庁舎 7階発電機室

庁舎 7階電気室

b 津波浸水へ対応するため1階レベルに止水版を設置

e 高潮等の水害にも対応できるように電気室を最上階へ設置

3. 事業目的の達成状況

(2) 事業の効果等の発現状況

④「事業計画の効果(B2)」に関する評価【8/8】

| 分類 | 評価項目 | 評価 | 施策 |
|-----|--------|------------|--|
| 経済性 | 耐用・保全性 | A 右の2つ以上該当 | a将来の模様替えに配慮した階高の確保、 b将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 、c可動間仕切壁の活用、d清掃を容易にするための取組(光触媒等) |
| | | B 右の1つ該当 | |
| | | C 一般的な取組 | |



予備スペース

b 設備スペースの確保
7階電気室

b 将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保



事務室の無柱化 事務室



外壁のタイル仕上げ

南側外壁

5. まとめ

対応方針(案)

当該事業は、事業目的を果たし、かつ、事業の効果も十分発現していると判断できるため、再度の事後評価及び特段の改善措置の必要性はない。

横須賀市からの意見及び評価（参考）

横須賀地方合同庁舎においては、本市の各地域に点在していた国の行政機関が本市の中心市街地に隣接する平成町に移転集約したことで市民の利便性が大きく向上しました。

横須賀地方合同庁舎の敷地整備においては、景観協議に積極的にご協力いただき、海沿いの地区にふさわしい建築物周辺の緑化やウェーブ形状の導入、また、敷地の一部を前面歩道と一体となった歩道状公開空地となるよう整備していただくなど、良好な景観の形成や快適な歩行空間の確保に大きく寄与しています。

また、庁舎建設についても、全ての利用者にとって使い勝手のよい施設となるよう設計の段階から市内の障害者団体等との意見交換の場を設け、その意見を設計に反映させるなど、施設のユニバーサルデザインに積極的に取り組んでいただきました。

今後は、災害発生時における行政機能の保全や他の官公署との連携による更なる利便性の向上に期待しています。

(いただいた意見の抜粋。下線は追加)

【参考】環境保全性基準における水準について

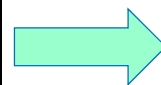
【機密性2】

平成23年4月～平成26年3月

| 基準の対象 | 環境保全性基準に示す水準 | |
|---------------|----------------|----------------|
| | 旧省エネ基準評価に基づく水準 | CASBEE評価に基づく水準 |
| 全ての 新築・増改築 | ※1 努力指針 | B+以上 |

現行

| 基準の対象 | 環境保全性基準に示す水準 | |
|------------------------|----------------|----------------|
| | 新省エネ基準評価に基づく水準 | CASBEE評価に基づく水準 |
| 全ての 新築・増改築 | 新省エネ基準 | B+以上 |
| 2,000㎡以上 新築 事務庁舎 | 誘導基準 | A以上 |



※1 旧省エネ基準(PAL・CEC)より1割程度向上を図る(「事業者等が行うエネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用の促進に関する自主的な努力の指針」(平成5年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・建設省告示第3号)による)

「2,000㎡以上」……
省エネ法において「エネルギーの使用の合理化を特に図る必要がある大規模なもの」と規定された「第一種特定建築物」の規模要件であり、最初に省エネ基準適合義務化の対象となる
「事務庁舎」……
省エネ法に基づく用途区分が「事務所等」のみの官庁施設と定義する